

# 随意契約理由書

## 1. 契約工事名

淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 焼却炉設備長寿命化対策工事

## 2. 随意契約理由

本工事は、渚水みらいセンターに設置されている焼却炉設備の長寿命化対策を行うものです。

本設備は、安定した汚泥焼却を行ううえで重要な設備であるが、不具合が発生しているため、空気予熱器の更新を含む長寿命化対策工事を実施するものです。

焼却炉設備における空気予熱器は、月島機械株式会社が設計、製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、及び工事施工に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要です。

また、焼却炉本体、空気予熱器等の排ガス処理設備など、多くの機器が一つのシステムとして機能、性能を発揮するよう、汚泥燃焼から排ガス処理に到る処理フローについて、熱収支・物質収支計算等を含むシステム設計に基づき各機器が設計、製作されていることから、システム全体の性能確認が必要であり、他社では施工できないものであります。

以上のことから、本工事を施工できるのは月島機械株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社大阪支社と随意契約を締結するものです。

## 3. 比較見積り省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。